



# 山形県公報

平成23年 1月25日 (火)  
第2214号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (置賜総合支庁福祉課) ……53
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( 同 ) ……54
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の  
廃止…………… (庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 道路の区域の変更…………… (村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可…………… (下水道課) ……55
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程…………… (会 計 局) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会 1 月定例会の招集……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………56
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………57
- 資金管理団体の指定……………58
- 資金管理団体の指定の取消……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (置賜総合支庁地域振興課) ……59
- 県営住宅入居者の一般公募…………… (置賜総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告…………… (新庄病院) ……62

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第56号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年 1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|-----------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社キュアドリーム        | デイサービスセンター風ぐるま平野<br>長井市九野本5461番地5 | 通所介護    | 平成23. 1. 13 |

**山形県告示第57号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|-----------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社キュアドリーム          | デイサービスセンター風ぐるま平野<br>長井市九野本5461番地5 | 介護予防通所介護 | 平成23. 1. 13 |

**山形県告示第58号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障がい福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類    | 廃止年月日        |
|-------------------------------|------------------------------|----------------|--------------|
| 社会福祉法人幾久栄会<br>酒田市小泉字前田50番地    | 幸楽荘 居宅介護事業所<br>酒田市市条字荒瀬115番地 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成22. 12. 31 |

**山形県告示第59号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成23年1月25日から同年2月7日まで縦覧に供する。

平成23年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|-----------------------------------------|------|--------------------|------------|
| 東根市大字野田字林416番3から<br>同 大字郡山字ク子カラミ72番11まで | 旧    | 30.2メートル<br>} 19.0 | メートル<br>75 |
| 同 上                                     | 新    | 30.0メートル<br>} 18.0 | 同 上        |

**山形県告示第60号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
河北町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 河北都市計画下水道事業  
(2) 名称 河北公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）河北流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和55年9月12日から平成28年3月31日まで

**山形県告示第61号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「東根市大字蟹沢2112番地」の69 を 「東根市四ツ家一丁目8番20号」 に、 「西村山郡河北町谷地己21番地」 を 「西村山郡河北町谷地甲162番地の1」 に、 「天童市大字天童3348番地の1」 を 「天童市乱川二丁目4番6号」 に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第1号**

山形県教育委員会1月定例会を次のとおり招集した。

平成23年1月25日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成23年1月26日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく有形文化財の指定について  
(2) 山形県文化財保護条例第31条の規定に基づく天然記念物の指定について  
(3) 山形県立高等学校の授業料等徴収条例第1条の2第1項第2号に規定する生徒からの授業料及び受講料の徴収に関し必要な事項を定める規則の設定について  
(4) 山形県社会教育委員の委嘱について

## (5) 教職員の人事について

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第2号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成23年1月25日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日           |
|-------------|---------|----------|------------------|-----------------|
| 紅 藍 の 会     | 武 田 吉 則 | 伊豆田 則 良  | 山形市大字七浦564番地     | 平成<br>22. 9. 29 |
| きくち文昭を励ます会  | 寒河江 政 好 | 志 田 学    | 山形市あこや町3丁目6-6    | 同<br>12. 2      |
| いがらし重義堅忍の会  | 五十嵐 重 義 | 五十嵐 春 美  | 山形市蔵王成沢280-14    | 同<br>12. 14     |
| あそ隆後援会      | 阿 部 昭 博 | 安 達 保    | 山形市大字柏倉917       | 同<br>12. 24     |
| 金子敏明後援会     | 金 子 敏 明 | 阿 部 鏡 一  | 飽海郡遊佐町吹浦字小野曾82番地 | 同               |
| 佐藤忠次地方政治研究会 | 佐 藤 忠 次 | 佐 藤 清 志  | 米沢市大字木和田116番地    | 同<br>12. 27     |
| 加藤忠己後援会     | 三 條 清 美 | 柿 崎 久 好  | 最上郡大蔵村大字清水1501   | 同<br>23. 1. 7   |

**山形県選挙管理委員会告示第3号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成23年1月25日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称           | 異動事項     | 内 容           |                 | 届出年月日           |
|-------------------|----------|---------------|-----------------|-----------------|
|                   |          | 新             | 旧               |                 |
| みんなの党山形県第2区支部     | 政治団体の名称  | みんなの党山形県第2区支部 | みんなの党参議院山形県第1支部 | 平成<br>22. 11. 5 |
|                   | 公職の種類    | 衆議院議員         | 参議院議員           |                 |
| 民主党山形県参議院選挙区第1総支部 | 会計責任者の氏名 | 中大窪 佳 子       | 松 尾 正 夫         | 同<br>11. 18     |
| 自由民主党鶴岡支部         | 会計責任者の氏名 | 佐 藤 聡         | 山 中 昭 男         | 同<br>12. 16     |

|            |            |               |              |            |
|------------|------------|---------------|--------------|------------|
| 自由民主党東根市支部 | 主たる事務所の所在地 | 東根市大字野田45番地の1 | 東根市板垣西小路26-8 | 同<br>12.27 |
|            | 代表者の氏名     | 秋 葉 征 士       | 渡 辺 正 幸      |            |
|            | 会計責任者の氏名   | 浅野目 幸 一       | 阿 部 清 雄      |            |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称     | 異 動 事 項    | 内 容                   |                     | 届出年月日          |
|-------------|------------|-----------------------|---------------------|----------------|
|             |            | 新                     | 旧                   |                |
| 舟山やすえを支援する会 | 会計責任者の氏名   | 中大窪 佳 子               | 松 尾 正 夫             | 平成<br>22.11.18 |
| 阿部誠後援会      | 主たる事務所の所在地 | 東田川郡三川町大字押切新田字対馬356-2 | 東田川郡三川町大字押切新田字三本木21 | 同<br>12.7      |
| わたなべ兵吾後援会   | 会計責任者の氏名   | 鈴 木 友 吉               | 黒 川 嘉左エ門            | 同<br>12.10     |
| 岡田孝一後援会     | 主たる事務所の所在地 | 最上郡戸沢村大字神田912番地の8     | 最上郡戸沢村大字神田950番地     | 同<br>12.16     |
| 長南まこと後援会    | 代表者の氏名     | 佐 藤 通                 | 海 藤 栄 一             | 同              |
| 中川喜代子の会     | 代表者の氏名     | 山 口 和 止               | 横 山 直 志             | 同<br>12.20     |
|             | 会計責任者の氏名   | 佐 藤 カツ子               | 小 関 秀 一             |                |
| 伊藤誠之後援会     | 代表者の氏名     | 小 関 淳                 | 石 山 秀 夫             | 同<br>12.27     |

## 山形県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成23年1月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称           | 代表者の氏名  | 解 散 年 月 日  |
|-------------------|---------|------------|
| 民主党山形県参議院選挙区第2総支部 | 梅 津 庸 成 | 平成22.11.25 |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名  | 解 散 年 月 日 |
|-------------|---------|-----------|
| 井上俊一後援会     | 芦 野 繁 見 | 平成22.11.1 |
| 井上俊一地方行政研究会 | 井 上 俊 一 | 平成22.11.1 |

|                 |        |            |
|-----------------|--------|------------|
| グリーン・アース21      | 井上俊一   | 平成22.11.1  |
| 橋本あきむねと明日を語る会   | 橋本明宗   | 平成22.12.5  |
| 長谷部耕次後援会        | 佐藤秀雄   | 平成22.12.5  |
| 中村ひろひこ山形県後援会    | 高梨正章   | 平成22.12.10 |
| 佐藤忠次後援会         | 安部安左衛門 | 平成22.12.19 |
| 佐藤新作後援会         | 佐藤新作   | 平成22.12.20 |
| 日下部忠明後援会        | 日下部順一  | 平成22.12.22 |
| ゆざ新樹の会小野寺喜一郎後援会 | 佐藤周一   | 平成22.12.24 |

#### 山形県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成23年1月25日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地       | 代表者の氏名 | 届出年月日      |
|--------|---------|-----------|------------------|--------|------------|
| 金子敏明   | 山形県議会議員 | 金子敏明後援会   | 飽海郡遊佐町吹浦字小野曾82番地 | 金子敏明   | 平成22.12.24 |

#### 山形県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成23年1月25日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称     | 主たる事務所の所在地            | 代表者の氏名 | 指定取消年月日   |
|------------------------|---------|---------------|-----------------------|--------|-----------|
| 井上俊一                   | 山形県議会議員 | グリーン・アース21    | 西置賜郡飯豊町大字手ノ子1670番地の12 | 井上俊一   | 平成22.11.1 |
| 橋本明宗                   | 酒田市議会議員 | 橋本あきむねと明日を語る会 | 酒田市本町3丁目6番28号         | 橋本明宗   | 同 12.5    |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成23年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成23年1月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人ひびき

(2) 代表者の氏名

小林 真

(3) 主たる事務所の所在地

長井市舟場9番18号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、児童の健全育成と高齢者、障がい者の福祉の向上、および森林の整備管理に関する事業を行い、もって社会福祉の増進と地域環境の保全に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称            | 所在地                  | 規格   |             | 公募戸数 | 区分             | 家賃              |                            |                            |                            |                            | 摘要     |                            |     |
|---------------|----------------------|------|-------------|------|----------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|-----|
|               |                      | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積 |      |                | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 |        | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |     |
| 県営太田町アパート4号   | 米沢市太田町五丁目1-10        | 2DK  | 60.3        | 1    | 特定目的用(高齢・身障者用) | 19,200          | 22,200                     | 25,400                     | 28,700                     | 32,700                     | 37,800 | 3月分の家賃に相当する額               | 単身可 |
| 同 春日アパート3号    | 同 春日五丁目2-43          | 同    | 61.5        | 1    | 同              | 20,900          | 24,100                     | 27,600                     | 31,200                     | 35,600                     | 41,100 |                            | 同   |
| 同 中田第二アパート2号  | 同 中田町901-2           | 3DK  | 55.7        | 1    | 一般用            | 13,500          | 15,600                     | 17,900                     | 20,100                     | 23,000                     | 26,600 |                            |     |
| 同 玉の木アパート     | 同 通町八丁目2-95          | 同    | 55.7        | 1    | 同              | 14,100          | 16,300                     | 18,600                     | 21,000                     | 24,000                     | 27,700 |                            |     |
| 同 大町アパート      | 東置賜郡高島町大字高島字町裏695-12 | 同    | 58.0        | 1    | 同              | 13,900          | 16,100                     | 18,400                     | 20,800                     | 23,700                     | 27,400 |                            |     |
| 同 小出アパート1号    | 長井市台町3-1             | 同    | 55.7        | 1    | 同              | 13,400          | 15,400                     | 17,700                     | 19,900                     | 22,800                     | 26,300 |                            |     |
| 同 屋城町アパート(2棟) | 同 屋城町4-2             | 3LDK | 72.2        | 1    | 同              | 24,300          | 28,100                     | 32,100                     | 36,200                     | 41,400                     | 47,800 |                            |     |
| 同 小国アパート1号    | 西置賜郡小国町大字兵庫館3-3-9    | 3DK  | 58.0        | 2    | 同              | 12,800          | 14,800                     | 16,900                     | 19,100                     | 21,800                     | 25,200 |                            |     |
| 同 2号          | 同 3-8                | 同    | 59.4        | 2    | 同              | 13,700          | 15,900                     | 18,200                     | 20,500                     | 23,400                     | 27,000 |                            |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成23年1月31日から同年2月4日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は、平成23年2月4日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池7丁目1番50号

県営住宅指定管理者（株）西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成23年4月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立新庄病院院内清掃等業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年1月25日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院 3階会議室

(2) 日 時 平成23年3月7日（月） 午後1時30分

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 債務負担行為 山形県立新庄病院院内清掃等業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち12箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち12箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成22年1月22日付け県公報第2111号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合していること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課施設係 電話番号0233(22)5525

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び3の(4)に係る証明書を平成23年2月24日（木）午後3時までに山形県立新庄病院総務課施設係に提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning business of Shinjo Prefectural Hospital : 1 set
- (2) Time-limit for tender : 1:30 P.M. March 7, 2011
- (3) Contact point for the notice : General Affairs Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

|              |            | 正 誤  |    |                  |                             |
|--------------|------------|------|----|------------------|-----------------------------|
| 発行年月日        | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行  | 誤                | 正                           |
| 平成22. 12. 10 | 第2202号     | 1244 | 8  | 村山市大字河島山 3 番44から | 村山市大字河島元杉島字舟久保<br>266番 1 から |
| 同            | 同          | 同    | 同  | 41. 0            | 64. 0                       |
| 同            | 同          | 同    | 12 | 41. 0            | 64. 0                       |

平成23年 1月25日印刷  
平成23年 1月25日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056